

落札者必要書類の提出について (並木町地下道改修工事)

- 1 No. 1～5の書類は、以下L o G oフォーム（自治体専用デジタル化総合プラットフォーム）により提出すること。

URL <https://logoform.jp/form/zRQD/1361466>

No. 6～7の書類は、以下L o G oフォーム（自治体専用デジタル化総合プラットフォーム）により提出すること。

ただし、「契約保証に関わる証書等」を紙媒体で提出する場合は、データを以下L o G oフォームで提出の上、原本を窓口又は郵送で提出すること。

URL <https://logoform.jp/f/cNpYg>

No. 8～9の書類は、工事担当課窓口へ提出すること。

- 2 提出書類は以下のとおり。

書類の様式は川口市ホームページに掲載されている様式を各自ダウンロードすること。

URL <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01050/040/4/2573.html>

NO.	該当	提出書類（○＝必須、△＝案件によっては必要）
1	○	契約形式の希望調査兼電子契約利用申出書
2		法第13条及び省令第7条に基づく書面（様式1及び別表1）
3		法第13条及び省令第7条に基づく書面（様式2及び別表2）
4	○	法第13条及び省令第7条に基づく書面（様式3及び別表3）
5		建築士法第22条の3の3に定める記載事項
6	○	契約保証に関わる証書等（請負代金額500万円以上の工事）※1
7	△	中間前金払と部分払の選択に係る届出書※2
8	○	建退共証紙購入状況報告書（ <u>工事担当課へ</u> ）※3
9		個人情報取扱特記事項 別記様式（誓約書）（ <u>工事担当課へ</u> ）※4

※1 請負代金額が500万円（税込）を下回った場合は不要になります。

※2 請負代金額が300万円（税込）以上の工事請負契約を締結し、中間前金払又は部分払を請求する場合のみ、契約課に提出してください。

※3 請負代金額が500万円（税込）以上の工事請負契約を締結した場合、契約締結後1ヶ月以内に工事担当課に提出してください。

※4 設計・調査・測量等建設工事に係る委託の場合で、個人情報を取扱う場合のみ、工事担当課に提出してください。

- 3 書類提出の際には以下注意事項を参考とすること。

《参考》建設工事請負契約に関する注意事項

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/19/kensetsukouji-keiyakunikansuruchuijikkou-080203.pdf>

《参考》業務委託契約に関する注意事項

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/19/itaku-keiyakunikansuruchuijikkou-080203.pdf>